



## 仕事と子育て の両立のために

現在、わが国は世界で最も少子化が進んだ国の一つとなり、一人の女性が一生に産む子どもの数とされる合計特殊出生率は、人口を維持するのに必要な水準である2・08を割り込んだ状態が続いています。このような少子化の進行は、社会経済など、様々な面に深刻な影響を与えると懸念されています。

少子化の背景には、女性が出産して育児をする場合は仕事を断念し、仕事を続ける場合は出産を断念するという、「仕事か育児か」の二者択一を迫られるなど、仕事と家庭の両立の負担感が大きいことが指摘されています。そのため、仕事と子育てをはじめ家族の介護など、家庭生活を両立できる働きやすい環境を整備することが求められています。



### 「次世代育成支援対策推進法」の施行

このような少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、平成17年4月、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

10年間施行されるこの法律は、国・地方公共団体・事業主による「次世代育成支援対策」を進めるために、それぞれの果たす役割等を定めています。

### 「一般事業主行動計画」および「特定事業主行動計画」の策定

「次世代育成支援対策推進法」では、事業主に対して、労働者が

仕事と子育てを両立させることができるよう、次世代育成支援対策のための行動計画を策定するよう求めています。具体的には、30

1人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定しなければなりません。(101人以上300人以下の労働者を雇用する事業主は、平成23年4月以降に策定義務が発生。100人以下の場合は、努力義務。)

また、国・地方公共団体に対しては、行政機関としての立場から次世代育成に取り組むのもちろんのこと、一つの事業主としての立場から、自らの職員の子育て支援対策として「特定事業主行動計画」を策定することを義務づけています。

行動計画は、事業所で働く労働者が、仕事と育児の両立をしやすくするための環境整備や、子育てをしていない労働者も含めた、多様な労働条件の整備を行うためのものです。

- 行動計画に盛り込む対策には、
- ・妊娠中及び出産後における配慮
  - ・子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
  - ・子どもの看護のための利用しやすい休暇措置の実施
  - ・育児退職者についての再雇用特別措置等の実施
- などがあります。

### 仕事と子育ての両立のために

現在の社会経済は、米国のサブプライムローンの破綻に端を発した金融危機により、世界的な景気後退を招いている状況です。わが国においても、外需に依存した製造業をはじめ、企業の大規模な減収、減産、雇用調整などが顕著になっています。

このような状況の中で、雇用環境や多様な労働条件を整備し、職場の中で実践していくことは決して容易なことではありませんが、次代を担う子どもを生み育てやすくしていくために、みなさんの力で協力し、支えあう職場環境をつくりあげていきましょう。

そのためには、一人ひとりが自分自身の問題として捉えることが大切です。

### 人権啓発講座

日時 7月24日(金) 18:30~20:00  
 場所 人権センター1階会議室  
 テーマ DV被害の防止と支援について  
 講師 NPO法人ふあみりい  
 理事長 土居達雄さん  
 問い合わせ  
 人権センター ☎22-3726